

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回 (第6回)	平成25年10月15日 (火) 13:00~13:50
	前回 (第5回)	平成25年 2月13日 (水) 11:30~12:00
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	市街地開発事業 女川町被災市街地復興土地区画整理事業 集団移転促進事業 女川町防災集団移転促進事業 (桐ヶ崎地区、野々浜地区) 都市施設の整備に関する事業 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設	
出席者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 伊藤 力 復興推進課 技術補佐 小山内 大祐 復興推進課 都市計画係 係長 小林 貞二
	学識経験者	東北工業大学 教授 稲村 肇 宮城県森林審議会 委員 川村 正司
	国土交通省	東北地方整備局建政部計画・建設産業課 課長 片川 覚 東北地方整備局建政部計画・建設産業課 課長補佐 荒関 保 東北地方整備局建政部計画・調整第1係 係長 戸嶋 嘉成 国土政策局総合計画課 専門調査官 鈴木 豪
	林野庁	森林整備部計画課森林計画指導班 施工企画係長 本村 松吾
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 署長 飯田 裕一
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 宮城復興局 主査 児玉 昌也
	宮城県	土木部都市計画課 技術補佐(総括) 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室 室長補佐(総括担当) 佐々木 康栄 土木部建築宅地課 建築宅地課長 千葉 晃司 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 環境生活部自然保護課 課長 三坂 達也 震災復興・企画部地域復興支援課 副参事事業課長補佐 稲村 伸

○協議内容

1 開 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

- ・出席者紹介 (時間の都合上、配布した出席者名簿にて確認)。
- ・会議の公開・非公開についての報告: 会議を公開で行うことを報告。
- ・傍聴人への注意。

2 議 事

女川町復興整備協議会規約により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

(女川町副町長 東野)

議事の流れとしては、まず復興整備計画の全体について説明し、質疑を行う。

その後、東日本大震災復興特別区域法規定に基づき、都市計画決定に関する事項、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項のそれぞれについて説明を行い、質疑を行う。

最後に復興整備計画全体について了承いただけるかについてお謀りする。

女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

様式第2により説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、7～8ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

都市計画道路の変更について説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することがございましたらお願いいたします。

(宮城県都市計画課 技術補佐(総括) 藤田)

ただいま説明のありました宮城県決定の2路線について補足説明させていただきます。

今事務局から説明のありましたとおり、女川海岸線、浦宿女川線については、県の都市計画の決定であります。これについて縦覧したところ、意見はありませんでした。10月10日開催の県の都計審で審議したところ、原案のとおり異議なしと答申されました。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

この事項のうち、3・4・202女川海岸線、及び3・5・203浦宿女川線につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北地方整備局の片川計画・建設産業課長様、いかがでしょうか。

(東北地方整備局建政部計画・建設産業課長 片川)

ただいま説明のありました都市計画道路女川海岸線、及び浦宿女川線の都市計画決定につきましては、同意いたします。

(女川町副町長 東野)

では、この事項につきましては、国土交通大臣のご同意をいただいたものといたします。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の女川町復興整備計画では、8ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

様式第5について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することはございましたらお願いいたします。

(農林水産部林業振興課長 永井)

東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づき、共同作成者である宮城県知事が平成25年9月24日から10月8日までの間、当該事項について県庁及び女川町を含む関連機関において縦覧しており、利害関係者からの意見はございませんでした。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、宮城県森林審議会委員の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会 委員 川村)

森林法の取扱いについては異議ございません。

一点だけ確認させていただきたいが、資料の40ページに変更する区域の図面があるが、この図面の中の黄緑で表示されている区域の凡例を見ると緑地となっているが、これは既存の森林を残すということではなく造成後に緑化される区域ということで良いか。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

造成後に緑化する区域である。

(宮城県森林審議会 委員 川村)

結果的に地域森林計画の対象森林から除外されるということか。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

そのとおりである。

(女川町副町長 東野)

続いて、東北森林管理局 宮城北部森林管理署の飯田署長様、いかがでしょうか。

(宮城北部森林管理署 署長 飯田)

異議ございません。

(女川町副町長 東野)

続いて、林野庁計画課の本村様、いかがでしょうか。

(林野庁森林整備部計画課森林計画指導班 施工企画係長 本村)

異議ありません。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の女川町復興整備計画では、8ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

変更地域別概要について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございましたらお願いいたします。

(宮城県地域復興支援課 副参事事業課長補佐 稲村)

ただいまの事務局から説明について、県地域復興支援課から補足することは特にございませぬ。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

(東北工業大学 教授 稲村)

本計画変更に関して異議はございません。

(女川町副町長 東野)

続いて、国土交通省 国土政策局総合計画課の鈴木専門調査官様、いかがでしょうか。

(国土政策局総合計画課 専門調査官 鈴木)

ご説明いただいた本計画変更について異議はございません。

防集移転の時はいつも申し上げているが、周辺公園との重複地域であり、土地利用について、今後、10年後、20年後を見据えた長期的な観点からの効率的な土地利用をしていただけるようお願いしたい。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の女川町復興整備計画では、9ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

D地区の都市計画の変更について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することはございましたらお願いいたします。

(宮城県土木部都市計画課 技術補佐(総括) 藤田)

今回の変更について、p.33の計画図にあるとおり、土地利用計画に基づく一部拡大であり、県としては支障はないと判断している。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いいたします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、10ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

様式10について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することはございましたらお願いいたします。

(宮城県土木部建築宅地課長 千葉)

内容を審査した結果、許可することについて支障がないため許可します。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いいたします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、10ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

様式17について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課から補足することはございましたらお願いいたします。

(宮城県環境生活部自然保護課長 三坂)

2地区の計画については、景観に十分に配慮されたものと考えておりますので、これに従って実施いただきたいと思います。なお、自然公園法施行規則で定める敷地造成、建築物の新築等に関する許可基準について特例を制定し、平成25年10月4日に告示していることをご報告する。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いいたします。

(東北工業大学 教授 稲村)

1.7haの造成に対して、宅地がわずか7戸しかないが、他の土地については何カ所か検討されたのか。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

場所の選定にあたっては様々な法規制や用地の確実な取得などがあり、最終的にこの地に決定している。

(東北工業大学 教授 稲村)

どこの地域も苦勞されているのは良くわかるが、ここはあまりにも効率が悪いように思われるので、他に候補地があったのかお聞きしたい。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

他の候補地もあったが、用地の制約があり、最終的にここの位置に決定した。

(東北工業大学 教授 稲村)

7戸というのは非常に厳しいと思われる。今後のこの集落が継続的に皆さんに使われるようにご配慮いただきたい。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。異議なしということで了承されました。

以上で議事を終了致します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

○協議結果

- ・市街地開発事業の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定について協議会で了承された。
- ・宮城県決定分の都市計画道路である一般国道(2路線)について、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業(桐ヶ崎地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく森林整備計画の変更について協議会で了承された。
- ・集団移転促進事業(桐ヶ崎地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会で了承された。
- ・集団移転促進事業(桐ヶ崎地区、野々浜地区)の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく開発許可について協議会で了承された。
- ・集団移転促進事業(桐ヶ崎地区、野々浜地区)にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく自然公園法の行為許可について協議会で了承された。